

# 自主防災組織をつくろう

「自分たちのまちを、自分たちで守る」ために

名護市 総務課

## 1. いざというときに、助け合うために

- 少しでも被害をなくし助け合いのルールを決めておくのが自主防災組織です。
- 住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う会のことをいいます。地域(各行政区・その他地域内の活動会)単位で会されるもので、地震や水害等の災害が発生したときに、被害を防止し、軽減するための防災活動を行います。このように、いざ災害が起こったときに、自らの身や地域を守るために自主的に活動する会を「自主防災組織」と呼びます。
- ルールとは、具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行います。



## 2. 自主防災組織はなぜ必要か？

大地震などの大規模な災害が発生したら、行政は総力を挙げて対応しますが、次のような悪条件が重なり、十分な応急活動ができないことも予想されます。

- ・電話が不通となり、被害状況等の情報収集が困難となる。
- ・道路や橋の損壊、建物の倒壊等により活動が著しく阻害される。
- ・消防や市役所等の防災機関が被害を受ける。
- ・同時に各地で火災が発生し、消防力が分散される。

このような状況においては、住民の自主的な防災活動が最も効果的であることは、阪神淡路大震災や東日本大震災の例でも明らかです。また、個々ばらばらの活動よりも、会(自主防災組織)として集約された活動の方がはるかに有効です。

地域住民がお互いに助け合い、活動することが被害の軽減につながります。

### 阪神・淡路大震災における市民による救助・救護活動

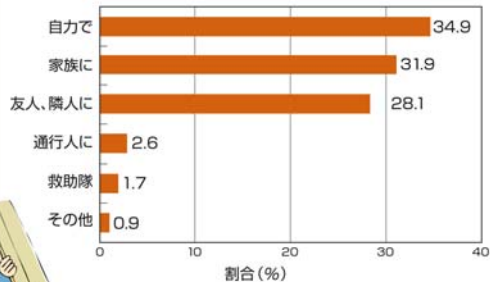
この図は、(社)日本火災学会がアンケート調査した結果です。

阪神・淡路大震災における負傷者の中で、生き埋めにされたり建物や家具に閉じ込められた方の割合は、66.0%にもなりました。

その救助にあたっては、自力で脱出した方が34.9%、家族に助けられた方が31.9%、友人・隣人に救助してもらった方が28.1%でした。






生き埋めや閉じ込められた際の救助




### 3. 主な活動

#### 平常時の活動

項目	具体的な活動内容	備考
1.災害に備えるための活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災資機材の整備</li> <li>●備蓄品の管理</li> </ul> 	
2.災害による被害を防ぐための活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の危険箇所の把握</li> <li>●地域の避難経路、避難場所の把握</li> <li>●防災マップの作成</li> </ul>	<p>津波・高潮浸水予測図や土砂災害危険箇所を示した名護市ハザードマップ（作成中）などを参考に危険箇所を知っておくことが重要です。</p>
3.災害時の活動の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消火訓練</li> <li>●避難訓練</li> <li>●給食給水訓練</li> </ul> 	<p>特別な訓練を行わなくても、区民運動会などの行事内容を工夫することで訓練を兼ねることができます。</p> 
4.普及啓発活動・広報紙の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙の発行</li> <li>●防災講演会の開催</li> <li>●火気を使用する器具の点検・整備の呼びかけ</li> </ul>	<p>会報などに防災記事を掲載する方法もあります。</p>

## 災害時の活動

項目	具体的な活動内容
1.情報収集・伝達活動	●被害情報・救援情報の収集と伝達 ●防災機関との連絡
2.初期消火活動	●消火器などによる消火活動
3.避難誘導活動	●住民を避難場所へ誘導 ●住民の安否確認 
4.救出救護活動	●負傷者の救出救護 ●医療機関への連絡 ●介助が必要な人への手助け
5.給食給水活動	●食料、飲料水の調達と炊き出し ●救援物資の受領、分配
6.その他	●ひとり暮らし・高齢者世帯の台風対策の協力体制 ●その他

## 防災計画

自主防災組織の活動が軌道に乗ってきたら、ぜひ防災計画をたてましょう。

- 防災計画に盛り込む事項
  - ・自主防災組織の編成と役割分担
  - ・防災知識の普及事項、方法、実施時期
  - ・防災訓練の種別、実施計画と時期、回数
  - ・情報の収集、伝達方法
  - ・出火防止対策、初期消火対策
  - ・救出救護活動、医療機関への連絡
  - ・避難誘導の指示、方法と避難経路、避難場所
  - ・食糧、飲料水の確保、配給、炊き出し
  - ・防災資機材の調達計画、保管場所、管理方法

## 4. 組織づくりの方法

自主防災組織は、地域みなさんが自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。

まず、地域内で話し合いを進めてみましょう。ある程度、気運が高まってくれば、リーダーを決めて、結成に向けて行動を始めましょう。

### 1. 自主防災組織の規模

地域住民が最も効果的に防災活動を行えるよう、地域の実情に応じて、その規模を決めるのが適当です。

- ・みんなが協力して、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感がわく規模であること。
- ・日常生活上の関係の深い地域として、一定のまとまりを有する範囲であること。



行政区、自治会、その他現在地域の中で活動している会などを活用する方法が考えられます。

### 2. 自主防災組織の編成

自主防災組織が災害時の活動を迅速かつ効果的に行うには、あらかじめ会内の役割分担を決めておく必要があります。

★組織の一般的な編成と役割は、次のとおりです。

《自主防災組織の編成例》 右図



### 3. 規約の作成

自主防災組織を結成するときは、簡単な決め事(規約)を定めるようにしてください。規約には、次のようなことを定めておきます。

- ・どの範囲の住民(地域)を対象とした会であるか。
- ・どのような活動を行うか。
- ・リーダー(役員)の役割。

資料-1

### 4. 活動計画(防災計画)の作成

・年間活動計画を立てます。防災活動は多岐にわたりますので、できることから少しずつ取り組みましょう。

・通常の区内行事と兼ねて、自主防災組織の行事や普及啓発活動を行うのも有効な方法です。

資料-2

資料—1

〇〇〇〇〇区自主防災組織規約（案）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇〇〇区自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇〇〇〇区（〇〇会館）公民館内、に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

防災に関する知識の普及に関すること

✓ 地震などの災害発生時における情報収集、伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関すること

■ 前号に関する防災訓練に関すること

□ 防災資機材などの整備に関すること

■ その他、本会の目的を達成するために必要なこと

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇〇〇区（自治会）内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名

副会長1名

班長若干名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

（総会）

第8条 総会は全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

（役員会）

第9条 役員会は、会長、副会長および班長をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集する。

（防災計画）

第10条 本会は、第4条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

（経費）

第11条 本会の運営に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

## 〇〇〇〇〇区自主防災組織防災計画（案）

### 1 目的

この計画は、〇〇〇〇〇区自主防災組織（以下「本会」という）の規約に基づき、〇〇〇〇〇区における防災について、必要な事項を定めて、火災、地震、風水害等の災害による被害の発生、拡大の防止を図ることを目的とする。

### 2 計画の適用範囲および実施

- (1) この計画は、〇〇〇〇〇区内に居住し、又は事業を営む者すべてに適用する。
- (2) この計画は、本会の行う事業について、総合的かつ計画的な実施を図るために定めるものである。

### 3 応急活動班の編成と任務分担

- (1) この計画で定める事項を効果的に達成するため、本会に各活動班を編成する。
- (2) 各活動班の編成及び任務分担は、別表1のとおりとする。

### 4 平常時の活動を次のとおり行う。

- (1) 火災予防その他の災害予防  
火災等の災害の発生要因や拡大の要因となるものがないか地区の安全点検を行う。
- (2) 防災知識の普及  
防災知識の高揚を図るための講演会、研修会、映画会の開催、パンフレット等の配布など防災知識の普及に努める。
- (3) 防災資機材の整備等  
火災、震災等の災害応急活動に備えて、必要な資機材の整備及び管理を行う。
- (4) 防災訓練の実施  
災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、また、各活動班、住民による災害応急活動が迅速かつ的確に行えるよう次の防災訓練を実施する。
  - ①情報収集連絡訓練
  - ②消火訓練
  - ③避難訓練
  - ④救出救護訓練
  - ⑤給食給水訓練

### 5 事業計画（年間）

この計画に定める事項の年間事業計画は、次のとおりとする。

- ①防災訓練〇月
- ②研修会、講演会、映画会〇月
- ③その他適宜

### 附 則

この計画は、〇年〇月〇日から実施する。



<別表 1 >

〇〇〇〇〇区自主防災組織班編成表

	主な活動内容	担当氏名・編成
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部との情報連絡</li> <li>区民全体の避難・被害状況把握</li> </ul>	
副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長の補佐</li> </ul>	
会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材購入などの会計</li> </ul>	
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集と関係先等への通報連絡</li> <li>広報活動</li> </ul>	班長 〇〇△△ 〇〇△△ ××名
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>出火等の災害発生防止活動</li> <li>初期消火等の防御活動</li> </ul>	班長 〇〇△△ 〇〇△△ ××名 〇〇△△ ××名
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者等の救出救護活動</li> </ul>	班長 〇〇△△ 〇〇△△ ××名 〇〇△△ ××名
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員の把握と避難誘導活動</li> </ul>	班長 〇〇△△ 〇〇△△ ××名 〇〇△△ ××名
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>水、食料等の配分、炊出し、等の給食給水活動</li> </ul>	班長 〇〇△△ 〇〇△△ ××名 〇〇△△ ××名